四　学校教育法施行規則第五十二条の二第一項の規定により教育課程を編成する小学校及び同規則第七十四条の二第一項の規定により教育課程を編成する中学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

3・4　［略］

［項を削る。］

（教育財政室及び高校修学支援室並びに教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条　財務課に、教育財政室及び高校修学支援室並びに教員人事管理システム専門官、教員メンタルヘルス専門官、校務改善専門官、教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。

2　教育財政室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

三　［略］

3～6　［略］

七　学校教育法施行規則第五十二条の二第一項の規定により教育課程を編成する小学校及び同規則第七十四条の二第一項の規定により教育課程を編成する中学校における教育並びに同規則第七十五条第一項の規定により教育課程を編成する中学校及び同規則第八十七条第一項の規定により教育課程を編成する高等学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

3・4　［略］

5　教員人事管理システム専門官は、地方公務員である教育関係職員の人事管理に関する制度に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

6　教員メンタルヘルス専門官は、地方公務員である教育関係職員の心の健康の保持及び増進に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

（教育財政室及び高校修学支援室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条　財務課に、教育財政室及び高校修学支援室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。

2　教育財政室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

三　［略］

3～6　［略］

7　教員人事管理システム専門官は、地方公務員である教育関係職員の人事管理に関する制度に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

8　教員メンタルヘルス専門官は、地方公務員である教育関係職員の心の健康の保持及び増進に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

9　校務改善専門官は、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する専門的事項についての企画及び立案並びに援助及び助言に当たる。

10・11　［略］

（教育課程企画室並びに学校教育官、環境教育調査官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官）

第二十五条　教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、環境教育調査官一人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十人を置く。

2　［略］

3　教育課程企画室は、初等中等教育の教育課程の基準の設定に関する企画及び立案に関する事務（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4　［略］

5　学校教育官は、命を受けて、小学校、中学校若しくは高等学校における教育の教育課程（総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）又は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における道徳教育の教育課程の企画及び立案に参画する。

6～9　［略］

10　教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

7・8　［略］

（教育課程企画室並びに学校教育官、環境教育調査官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官）

第二十五条　教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、環境教育調査官一人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十人を置く。

2　［略］

3　教育課程企画室は、初等中等教育の教育課程の基準の設定に関する企画及び立案に関する事務（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4　［略］

5　学校教育官は、命を受けて、小学校、中学校若しくは高等学校における教育の教育課程（生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）又は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における道徳教育の教育課程の企画及び立案に参画する。

6～9　［略］

10　教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）に当たる。